

ガスの適正な取引の確保に向けた 制度的措置について

(ガス開栓に係る取引環境の整備に関する事項)

2026年2月18日

資源エネルギー庁

本日の御議論

- 2024年12月、電力・ガス取引監視等委員会において、「後追いスイッチング」※を行っていたガス小売事業者に対して、業務改善勧告を実施した。

※後追いスイッチング：ガス開栓を他社に押し付けた上で需要家を獲得する行為。

- 上記事案の調査の過程において、ガス開栓に要する期間について、ガス小売業者に差があること、どのガス小売業者でも即日又は翌日に開栓できるようにすべきであるという意見があることが判明した。
- そのため、ガスの開栓を要する需要家の選択肢を増やし、ガス市場における競争機能の更なる拡充の観点から、2025年3月31日の第7回制度設計・監視専門会合において、ガスの開栓に係る取引環境の整備について検討され、2025年4月25日の第8回制度設計・監視専門会合において、「適正なガス取引についての指針」の具体的な改正案について議論された。
- 当該検討や委員会に置ける議論を踏まえ、経済産業大臣に対し、2025年5月に建議が行われた。
- 本日は、こうした建議を踏まえ、ガスの開栓に係る取引環境の整備に関する事項について御議論いただきたい。

【参考】電力・ガスの適正な取引の確保に向けた制度的措置について（建議）

経済産業大臣に対する建議事項（令和7年5月14日）

1. （略）

2. ガス開栓に係る取引環境の整備について

「適正なガス取引についての指針」（令和3年4月1日最終改定）第二部Ⅱ2ア「公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」について、下記の項目を追記する改正を行うこと。

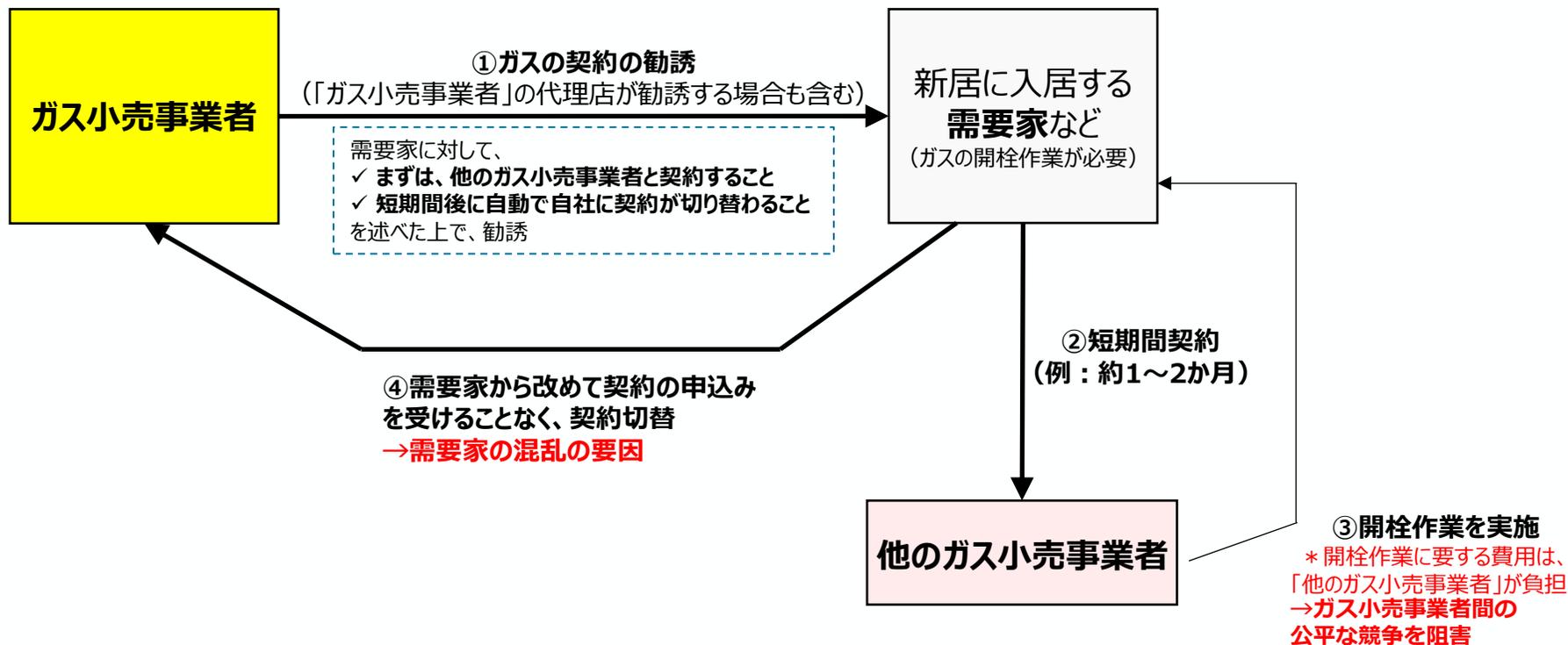
「ワンタッチ供給の場合のガス開栓に要する期間に係る協議の促進

ガス小売事業者がワンタッチ供給を行う場合、卸売事業者がガス小売事業者から需要場所への卸供給の申込みを受けて一般ガス導管事業者に託送申込みを行うことになるが、需要家の申込内容に誤り等があった場合に備えて、原則としてガス開栓の予定日まで猶予のある需要家に係る申込みのみを受け付けている卸売事業者も存在しており、ワンタッチ供給を行うガス小売事業者は、実態として、短期間でのガス開栓を希望する需要家の申込みを受け付けることができない場合がある。

こうした状況を踏まえると、ガス小売事業者から卸売事業者に対して、需要家の申込内容の誤り等についてガス小売事業者が迅速かつ責任を持って対応を行うことを前提に、短期間でのガス開栓を希望する需要家に係る申込みも受け付けるよう要請があった場合には、卸売事業者は、需要家の申込内容に誤り等があった場合に備えて設けている期間を削減するなど、誠実に対応することが望ましい。

【参考】後追いスイッチングに係る業務改善勧告の概要

- ガス小売事業者 A 社が、令和3年9月頃から令和6年6月15日までの間に、10万6603件の後追いスイッチング（下図参照）を行っていたことを確認したところ、電力・ガス取引監視等委員会は令和6年12月、今後、後追いスイッチングをすることがないよう、必要な措置を講じること等を勧告。



【参考】ワンタッチ供給

(「ガスの小売営業に関する指針」から抜粋)

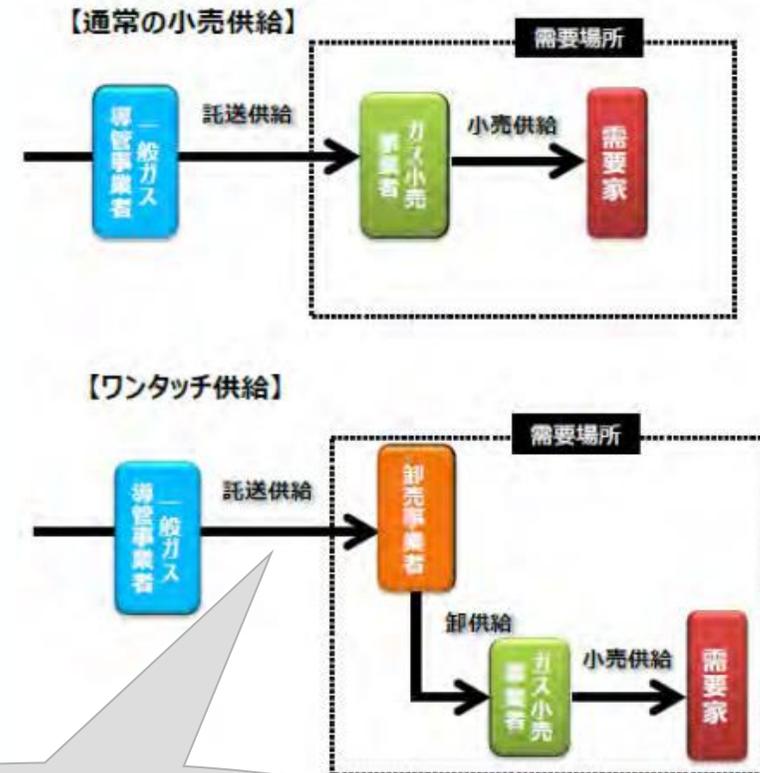
(3) ガス小売事業者のワンタッチ供給における問題となる行為

従来、中圧を中心に、大口ガス事業者が、需要場所において卸売事業者からガスの卸供給を受けた上で当該需要場所において当該ガスによる小売供給を行うという契約形態がとられてきた(以下このような契約形態を「ワンタッチ供給」という。)。これは、ガス事業法上、ガスの卸供給のための託送供給も制度上認められてきたことから行われてきたものであるが、ワンタッチ供給では通常の小売供給と異なり、ガス小売事業者は自ら託送供給契約を締結しないことから、日々の払出計画作成等の業務は、卸売事業者の責任で対応することとなる。

このようなワンタッチ供給を行うガス小売事業者が、小売供給契約の解除の際に、卸売事業者との間のガスの卸供給契約を解除することを不当に怠ることは、新たなガス小売事業者又は卸売事業者による当該需要場所に係る託送供給契約の締結を阻害するなど、当該需要家へのガスの供給を阻害することとなり、ガスの使用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあるため、問題となる。

以下に、ガス小売事業者がワンタッチ供給を行う場合のモデル図を示す。

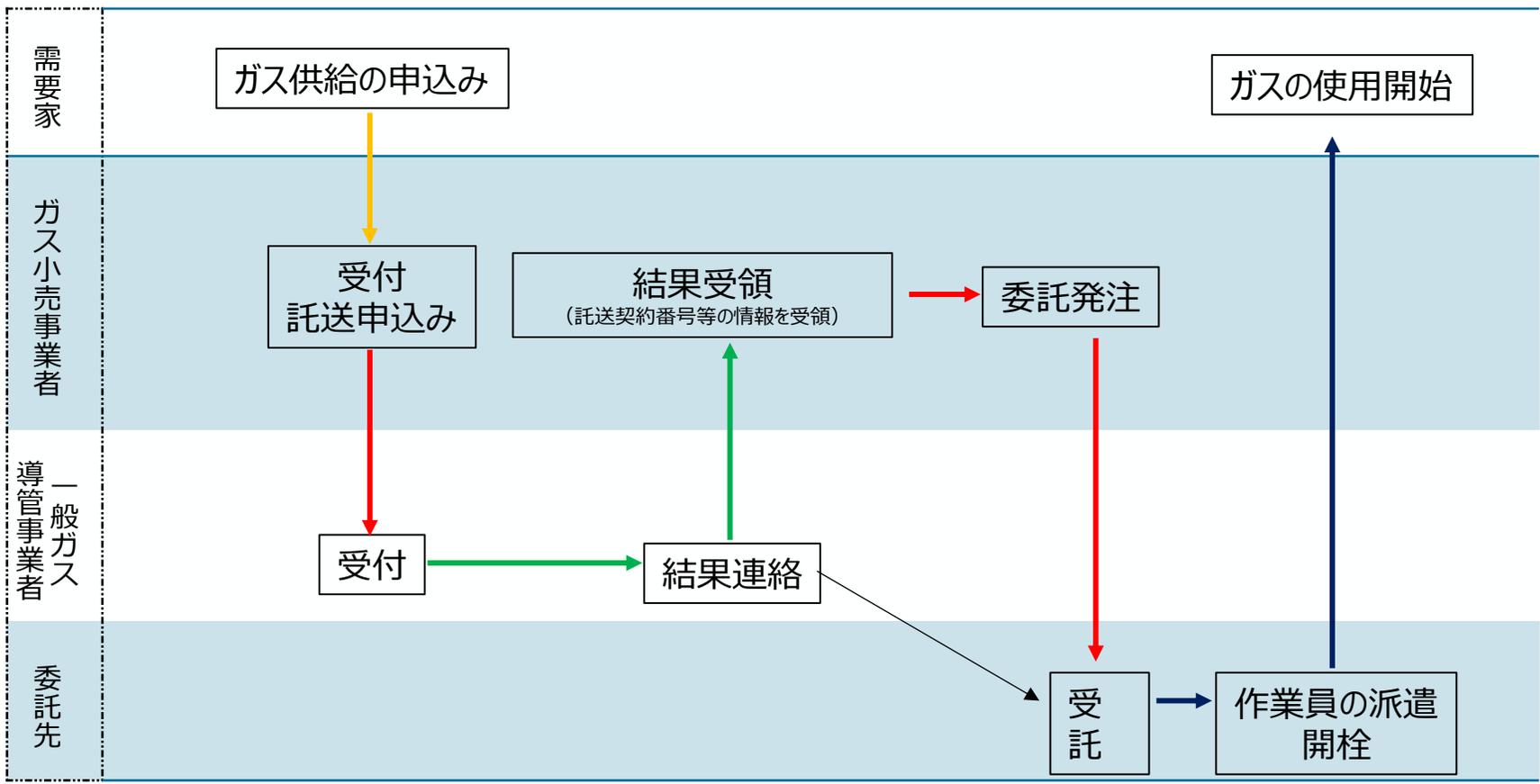
(参考) ワンタッチ供給のイメージ



託送契約の当事者は、
導管事業者とワンタッチ卸事業者

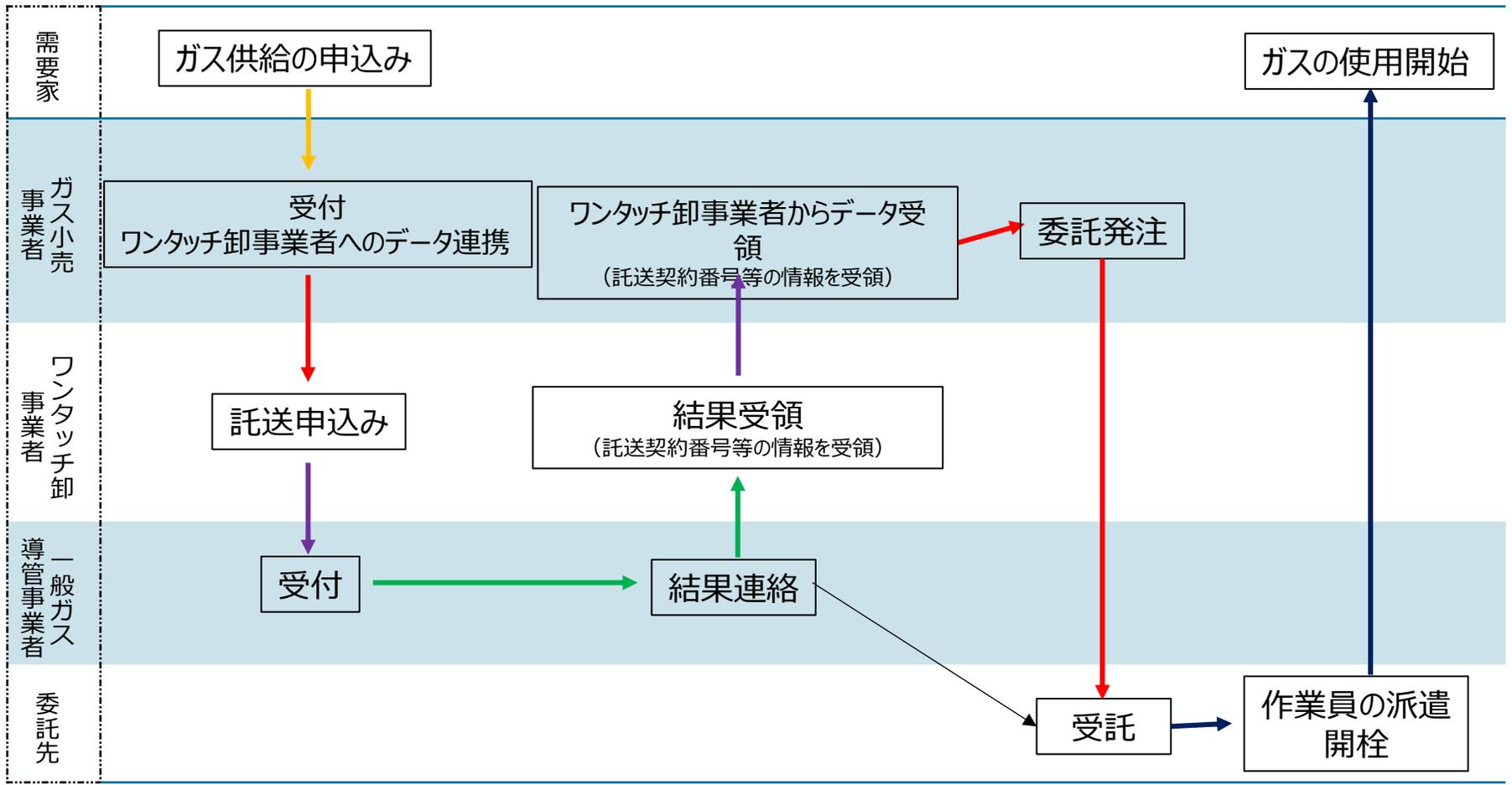
【参考】開栓手続：通常の小売供給の場合の例 (ワンタッチ卸を利用しない事業者)

※開栓を委託先に委託するケース
(下記は委託先が消費機器調査と内管漏えい検査をワンストップで実施する場合)



【参考】開栓手続：ワンタッチ供給の場合の例 (ワンタッチ卸を利用する事業者)

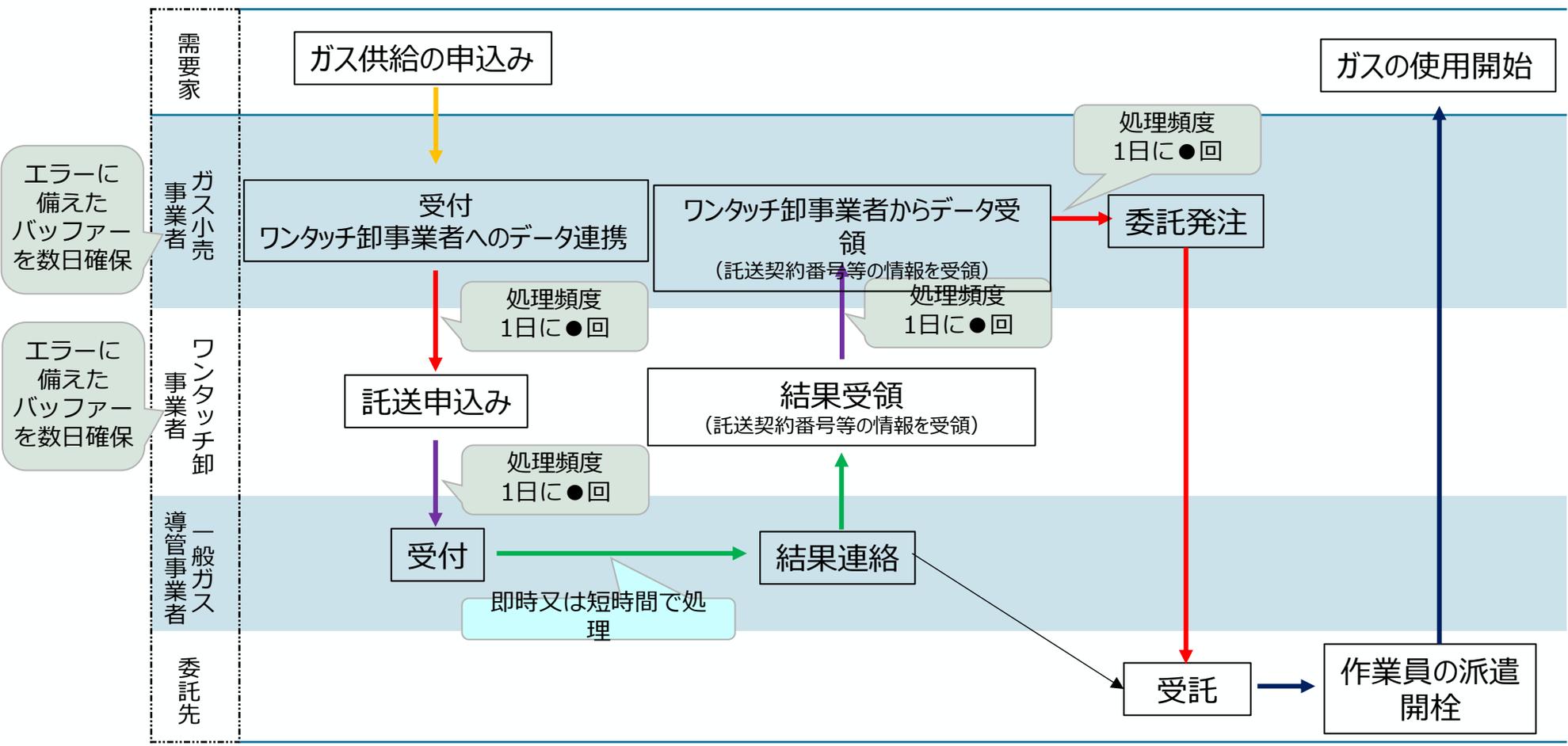
※ 開栓を委託先に委託するケース（下記は委託先が消費機器調査と内管漏えい検査をワンストップで実施する場合）



ガス開栓に時間を要している要因

- ガス小売事業者がワンタッチ卸を利用する場合、ガス小売事業者は、ワンタッチ卸事業者を通じて、一般ガス導管事業者に託送申込みを行い、一般ガス導管事業者から託送契約番号等の情報を受領して、開栓を実施することになる。
- このように複数の事業者間で情報のやり取りが行われる中で、①**ガス小売事業者とワンタッチ卸事業者の処理速度（処理頻度）**と、②**ガス小売事業者とワンタッチ卸事業者が申込内容の誤り等に備えて確保するバッファ**が開栓期間に影響していることが、アンケート及び事業者へのヒアリングにより判明した（次頁にイメージ図を記載）。
- ①**ガス小売事業者とワンタッチ卸事業者の処理速度（処理頻度）**については、関係するすべての主体の処理頻度が高い場合にはワンタッチ卸を利用する場合でも開栓期間が短く、処理頻度が低い主体がいる場合には、そこがボトルネックとなり開栓期間が長くなっている。
- 処理速度は、各事業者のシステムやデータ連携方法、処理エラー等に対応する人員の数などによって決まることをヒアリングにより確認しているが、**ガス小売事業者とワンタッチ卸事業者の双方にとって、開栓期間短縮の投資・費用対効果が高いとは言えず、また自社の取組のみでは短縮できない**という点もあり、**開栓期間の短縮は大きく進んでいない状況**。

【参考】開栓手続と各主体の処理頻度（イメージ）



ガス開栓に係るガス小売事業者・卸売事業者間の協議の促進

第8回制度設計・監視専門会合
(2025年4月25日開催) 資料3

- 第7回制度設計・監視専門会合（以下「第7回専門会合」という。）において、ワンタッチ卸を利用するガス小売事業者のガス開栓の受付日数（需要家から何営業日以降の開栓を受け付けるか）を短縮し、ガス開栓に係る取引環境を整備するため、適正なガス取引についての指針を見直す方針について御了承いただいた。本日は、具体的な改正案について御議論いただきたい。

対応策（2 / 2）

令和7年3月31日開催
第7回制度設計・監視専門会合
資料6（抜粋）

- ②ガス小売事業者とワンタッチ卸事業者がそれぞれ確保している申込内容の誤り等に備えたバッファについては、需要家との接点はガス小売事業者にあることを鑑みると、申込内容の誤り等に備えたバッファはガス小売事業者側で確保することとすれば、ワンタッチ卸事業者の受付日数（何営業日以降の開栓を受け付けているか）が短くなり、ガス小売事業者の受付日数も短くなる可能性がある。
- そのため、例えば、申込内容に誤り等があった場合の対処（開栓日の再調整等）についてはガス小売事業者が需要家に対して責任を持って行う前提の下、**ガス小売事業者からワンタッチ卸事業者に対して、申込内容の誤り等に備えて確保しているバッファの削減について要請があった場合には、ワンタッチ卸事業者は要請に誠実に応じることを「望ましい行為」として「適正なガス取引についての指針」に記載することは考えられるのではないか。**
- なお、ワンタッチ卸事業者が確保しているバッファの中には、申込内容の誤り等に備えたもののほか、短期間で大量の申込みがあった場合等に備えた処理対応のためのバッファも存在するが、処理対応のためのバッファの削減には設備投資や人員増強等が必要になることから、上記の「望ましい行為」の対象とするものではない。

38

13

適正なガス取引についての指針の改正案（1 / 2）

第8回制度設計・監視専門会合
(2025年4月25日開催) 資料3

- 第7回専門会合では、指針の改正案に関して、ガス小売事業者からの要請の有無によってガス開栓の受付日数が変わってくる可能性があるため、「**ワンタッチ卸事業者が標準処理期間を示す形としてはどうか**」「**ワンタッチ卸事業者は（申込内容の誤り等に備えた）バッファの削減をすべき**ということを原則として記載してはどうか」という御意見を頂いた。
- 卸売契約における条件は、**ワンタッチ卸事業者とガス小売事業者の協議により決められることが原則**であり、実態として、卸価格に加えて、**処理の速度や受付日数、システムの利用のしやすさ等もワンタッチ卸事業者間の競争の要素**となっている。また、**需要家の申込内容の誤り等に備えたバッファの内容や誤り等の処理方法はワンタッチ卸事業者によって異なる**。
- このため、**指針において方向性を示した上で、ワンタッチ卸事業者とガス小売事業者の協議を促進することが重要**であると考えられる。
- なお、ワンタッチ卸事業者は、業務運用やシステムの都合上、**画一的に受付日数を設定する（ガス小売事業者ごとに個別に受付日数を設定することはしない）**ものと考えられる。

【参考】第7回専門会合での御議論（関連部分抜粋）

第8回制度設計・監視専門会合
(2025年4月25日開催) 資料3

【松田委員】

- 提案としては、「望ましい行為」として、ガス小売事業者からワンタッチ卸事業者に対して、バッファー削減の要請があった場合には、要請に誠実に応じることが望ましいと記載することだが、ガス契約のスイッチングにおいて物事が滞ったりするのだとすれば、手続きの標準化に関して、まだまだ取り組むべき点があるのではないかと想像している。
- 今回の提案のように「望ましい行為」として書くと、例えば、要請があった場合には要請に応じるし、要請がなかった場合は何もしないといったことになり、事業者ごとに表示する日数が変わってくる可能性があると考えられる。また、事業者ごとに要請があるかないかで変わってくるということで、より一層対応が各社各様になってきて標準化から遠のいてしまうのではないか。
- 要請があるなしにかかわらず、そもそも卸売事業者としては、最短標準処理期間といった考え方のように、バッファーを入れずに、通常であればこの日数で回答できるが、イレギュラーなことがあれば別途日数が掛かる可能性がある、という形で、そのような期間を一律に示すということも考えられるのではないか。

【二村委員】

- 提案の意図としては良いと思うが、バッファーの削減について要請があった場合にはという点に関して言うと、**そもそも小売事業者の側からはバッファーがあるのかないのか、どの程度バッファーがあるのか**ということは分からないケースも多いのではないかと思う。そういう意味では松田委員の御提案のとおり、**要請のあるなしではなく、一般的な原則として書いた方が良いのではないか**。書き方として、例えばできるだけ速やかに対応するということが良いのか、もう少し踏み込んだ方が良いのかは御意見を頂きたいところではあるが、ややこの書き方では、小売事業者の側からするとどうすればよいのだろうとなってしまっているのではないかと思う。また、一方で、小売事業者からバッファーの削減を要請されても、ワンタッチ卸事業者からは「そんなバッファーはありません」と言われてしまうのではないかと懸念した。もう少し書き方を検討できるのではないか。

【事務局（下津取引監視課長）】

- 誠実に応じるという記載の仕方をしたが、ワンタッチ卸事業者と小売事業者の契約は民民のものであり、バッファーの確保に関しても当事者間の交渉によって決めるというのが原則であると考えている。一定の方向性を示しつつ、当事者間の交渉を促進すべく、誠実に対応、という表現を使った。
- 頂いた御意見を踏まえて、どのように記載するかは検討したい。

※第7回専門会合の議事録は、本会合開催時点で未公表のため、上記の関連部分について、御発言者に了承を得て掲載した。

適正なガス取引についての指針の改正案（2 / 2）

第8回制度設計・監視専門会合
(2025年4月25日開催) 資料3

- 以上を踏まえ、「卸売分野における適正なガス取引の在り方」の「公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」として、下記の記載を追加する改正を建議することとしたい。

第二部 適正なガス取引についての指針

II 卸売分野における適正なガス取引の在り方

2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

ワンタッチ供給の場合のガス開栓に要する期間に係る協議の促進

ガス小売事業者がワンタッチ供給を行う場合、卸売事業者がガス小売事業者から需要場所への卸供給申込みを受けて一般ガス導管事業者に託送申込みを行うことになるが、需要家の申込内容に誤り等があった場合に備えて、原則としてガス開栓の予定日まで猶予のある需要家に係る申込みのみを受け付けている卸売事業者も存在しており、ワンタッチ供給を行うガス小売事業者は、実態として、短期間でのガス開栓を希望する需要家の申込みを受け付けることができない場合がある。

こうした状況を踏まえると、ガス小売事業者から卸売事業者に対して、需要家の申込内容の誤り等についてガス小売事業者が迅速かつ責任を持って対応を行うことを前提に、短期間でのガス開栓を希望する需要家に係る申込みも受け付けるよう要請があった場合には、卸売事業者は、需要家の申込内容に誤り等があった場合に備えて設けている期間を削減するなど、誠実に対応することが望ましい。

建議を踏まえた対応方針について

- 監視等委の行った行政判断を明確化するため、ワンタッチ供給の場合のガス開栓に要する期間に係る協議の促進について、「適正なガス取引についての指針」に明記してはどうか。
- 具体的な改正内容については、監視等委の建議のとおりとしてはどうか。
- 本改正については、本ガスWG後に、経済産業省においてパブリックコメントを募集し、今年の春に施行することを目指す。